

厚生労働省和歌山労働局発表
令和2年7月2日

担 当	厚生労働省 和歌山労働局
	雇用環境・均等室
	監理官 福田真二
	<個別労働紛争関係>
	労働紛争調整官 山田悦史
	<均等関係>
	室長補佐 太田順吾
	電 話 073 (488) 1170
	F A X 073 (475) 0114

「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が最多、「その他の労働条件」に関する相談が大幅増 — 令和元年度 個別労働紛争解決制度等の利用状況 —

和歌山労働局（局長 池田真澄）は、令和元年度の個別労働紛争解決制度等の利用状況をまとめましたので、公表します。

【令和元年度の総合労働相談の概況】

総合労働相談件数は、9,257 件で前年度と比べ 1,151 件、率にして 14.2%増加した。

うち、民事上の個別労働紛争相談（※1）件数は、2,226 件で前年度と比べ 793 件、率にして 55.3%の増加。均等関係法令相談（※2）件数については、1,058 件で前年度と比べ 248 件、率にして 30.6%増加した。

1 個別労働紛争の相談等状況について

- ① 相談内容をみると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が 697 件と**最多**となり、個別労働紛争相談（3,229 件、重複計上あり）の約 2 割（21.6%）を占めている。また、「**その他の労働条件**（※3）」に関する相談が 578 件と前年度 151 件と比べ大幅に増加した。
- ② 助言・指導（※4）申出件数は、82 件（前年度 89 件）、あっせん（※5）申請件数は、34 件（前年度 16 件）と、助言・指導申出件数は減少、あっせん申請件数は増加した。

2 均等関係法令の相談等状況について

- ① 相談内容をみると、「育児・介護休業法」に関する相談件数が 715 件と前年度に引き続き最多となり、均等関係法令相談の 3 分の 2（67.6%）を占めている。
- ② 相談者の属性をみると、労働者からの相談件数が 277 件となっており、前年度と比べ 24 件の増加、率にして 9.5%の増加となっており、相談内容は、**セクシュアルハラスメントに関する相談**が 53 件（労働者からの相談件数の 19.1%）と最も多くなっている。次いで、育児休業に関する相談が 41 件（同 14.8%）となっている。
- ③ 労働局長による紛争解決の援助（※6）の申立て件数は、2 件（男女雇用機会均等法関係が 2 件、育児・介護休業法関係が 0 件）となっている。

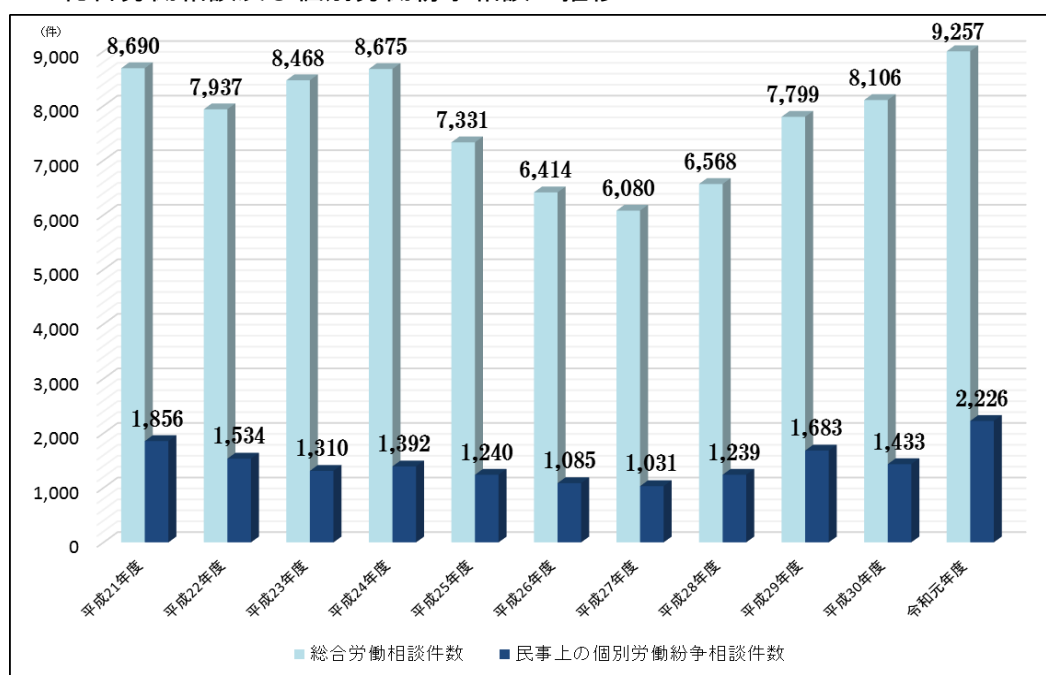
- (※1)「個別労働紛争相談」：総合労働相談のうち、解雇や労働条件の引き下げといった民事上の個別の労使間の紛争に関する相談。
- (※2)「均等関係法令相談」：男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談。
- (※3)「その他の労働条件」：年次有給休暇の取得に関する相談等。詳細は第2図－1（注2）を参照。
- (※4)「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。
- (※5)「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授等労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- (※6)「労働局長による紛争解決の援助」：均等関係法令に係る労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

1 総合労働相談の状況

和歌山労働局では、労働局及び県内5か所の労働基準監督署内に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置している。令和元年度の相談件数（平成28年度から、都道府県労働局の組織の見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた均等関係法令に関する相談も一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談件数も含まれる。）は、平成27年度以降増加傾向にあり、令和元年度は9,257件、前年度と比べ1,151件（率で14.2%）の増加となっている。また、相談件数の53.1%にあたる4,914件が労働者（求職者を含む）からの相談となっている。（第1図－1、－2）

民事上の個別労働紛争相談については2,226件となっており、前年度と比べると793件（率で55.3%）の増加となっている。（第1図－1、－2）

第1図－1 総合労働相談及び個別労働紛争相談の推移



第1図－2 総合労働相談の内容

相談者の属性 計 9,257 件	① 労働者（求職者） 4,914 件（53.1%）	② 事業主 2,414 件（26.1%）	③ その他・不明 1,929 件（20.8%）
相談者の性別 計 9,257 件	① 男 4,991 件（53.9%）	② 女 3,913 件（42.3%）	③ 不明 353 件（3.8%）
相談の区分（①～④の区分で計上） 計 11,503 件	①個別労働関係紛争 2,226 件 ②法令、制度の問合せ 7,007 件 ③労働基準法等の違反の疑いがあるもの 1,161 件 ④その他 1,109 件		

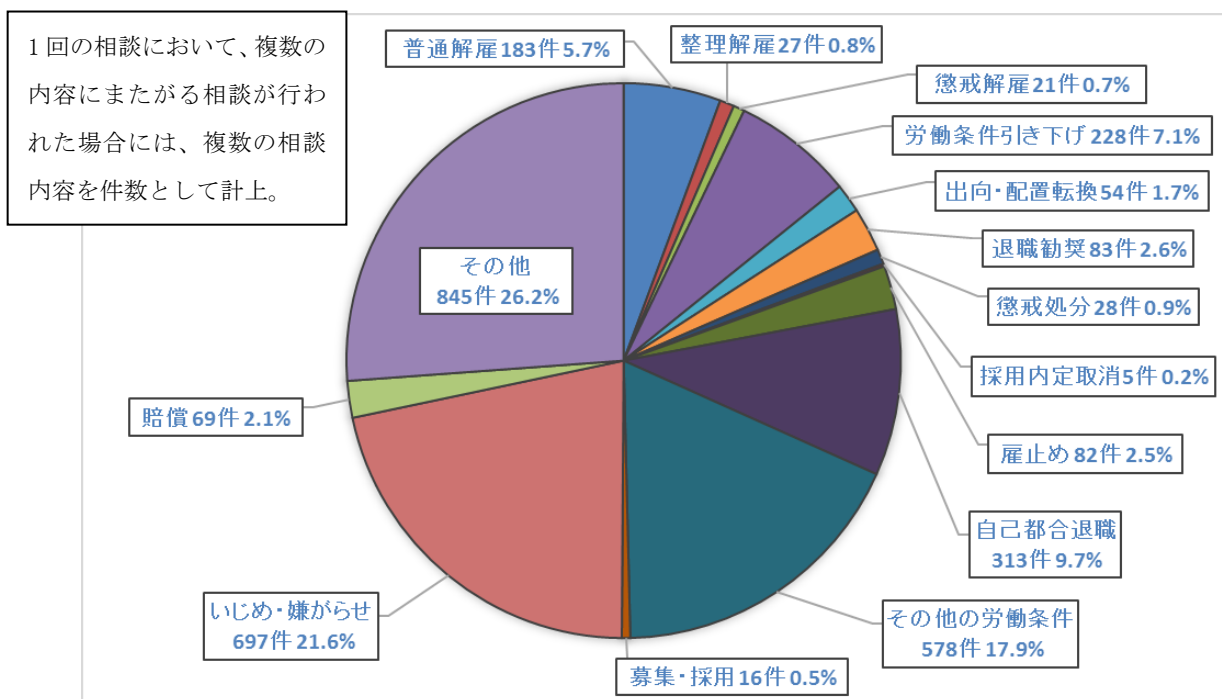
2 個別労働紛争の相談状況

（1）相談内容別状況について

令和元年度の個別労働紛争相談の内容をみると、「いじめ・嫌がらせ」が 697 件（個別労働紛争相談全体の 21.6%）と最多となっている。

また、「いじめ・嫌がらせ」以外の相談についても、全体的に前年度より増加しているが、中でも「その他の労働条件」が 578 件と前年度の 151 件から大幅に増加した。「その他の労働条件」の増加理由として、働き方改革に関連した改正労働基準法に係る相談（例えば、年次有給休暇の取得に関する相談等）が多く寄せられたと考えられる。（第2図－1、－2）

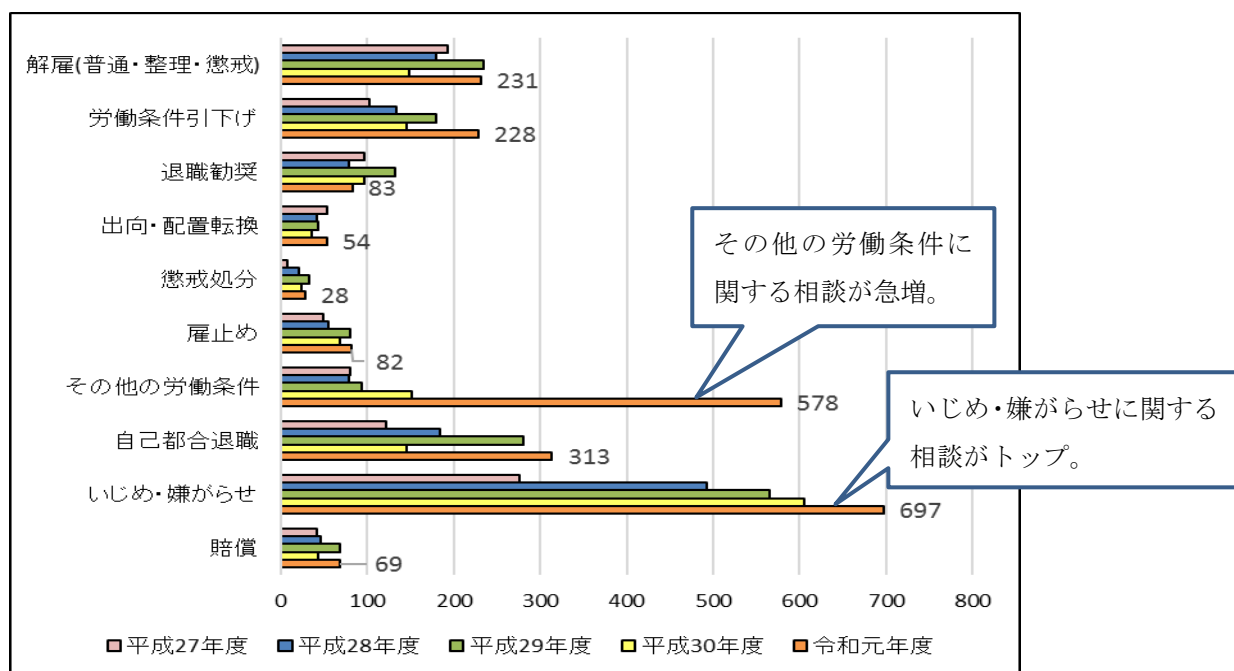
第2図－1 個別労働紛争相談の内訳（令和元年度 合計 3,229 件）



注1)「その他」には、離職票の交付、給与明細、源泉徴収票の交付等に関する相談が含まれる。

注2)「その他の労働条件」には、労働条件に関する相談のうち、「解雇」、「労働条件の引下げ」など、他の区分に該当しない、賃金、労働時間、勤務シフト、休日、休暇、休職・復職、福利厚生等の労働者の職場における待遇に関する相談が含まれる。

第2図－2 平成27年度から令和元年度までの個別労働紛争相談の内容



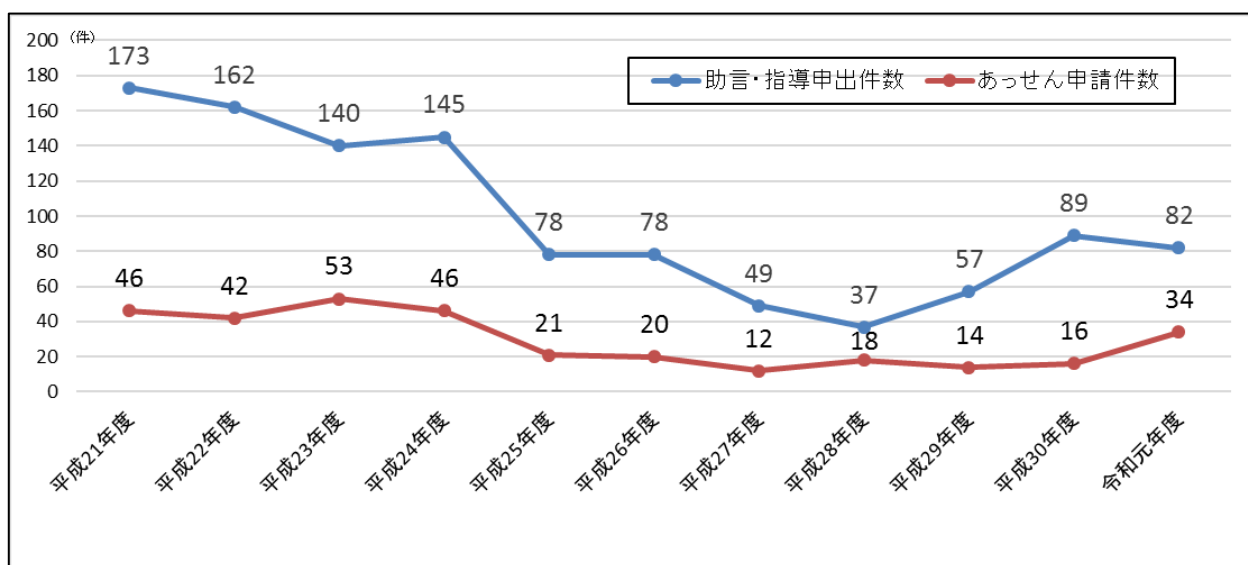
(2) 個別労働紛争解決制度（助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん）の利用状況

和歌山労働局では、個別労働紛争の迅速かつ適正な解決を支援するため、労働局長による助言・指導、紛争調整委員会のあっせんを実施している。

令和元年度の助言・指導の申出件数は82件、あっせんの申請件数は34件となっており、前年度に比べて、助言・指導は減少、あっせんは増加している（第3図－1）。

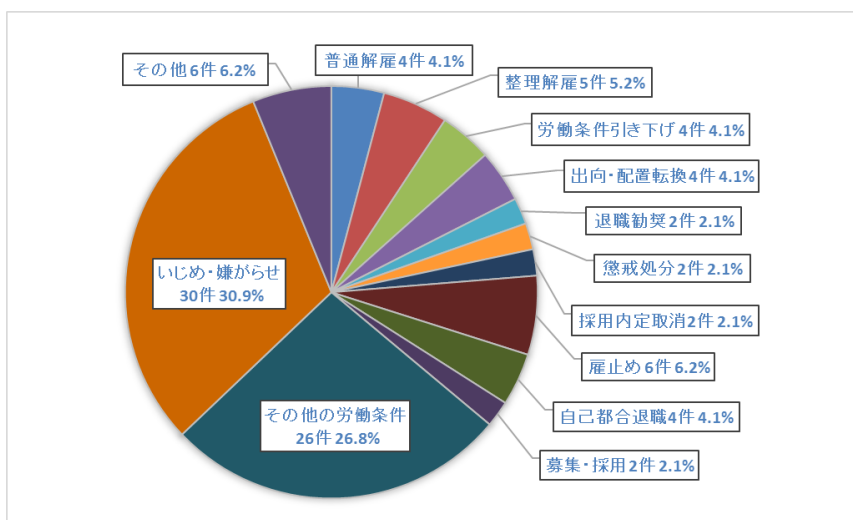
また、助言・指導の申出内容、あっせんの申請内容をみると、助言・指導の最多は「いじめ・嫌がらせ（30.9%）」であり、あっせんの最多は「その他の労働条件（28.9%）」となっている（第3図－2）。

第3図－1 助言・指導、あっせん件数の推移

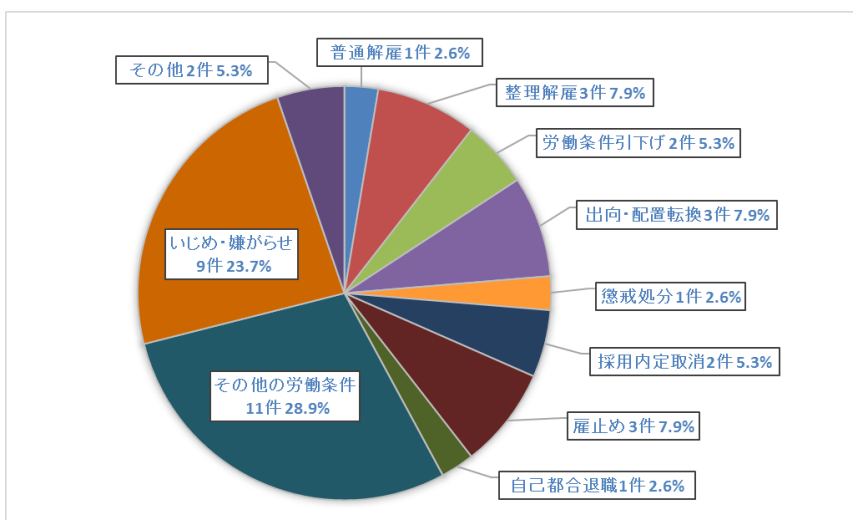


第3図－2 労働局長による助言・指導の申出及び紛争調整委員会によるあっせんの申請内容

①助言・指導の申出（申出内容計：97件）



②あっせんの申請（申請内容計：38件）



注）1件の申出・申請において、複数の内容にまたがる申出・申請は、複数の内容を件数として計上。

3 均等関係法令の相談状況

（1）相談内容別状況について

均等関係法令（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法）に関する令和元年度の相談件数は1,058件で、前年度と比べて248件（率で30.6%）の増となっており、うち715件（相談件数の67.6%）が育児・介護休業法に関する相談となっている。

また、労働者からの相談は277件で、前年度から24件（9.5%増）と増加しており、過去3年間で最大となっている（第4図－1、－2）。労働者からの相談内容をみると、男女雇用機会均等法に係るセクシュアルハラスメントに関する相談が53件と最大であり、労働者からの相談件数の19.1%を占めており、次いで育児休業に関する相談が41件（14.8%）となっている。（第4図－3）。

第4図－1 均等関係法令の相談件数の推移

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
均等関係法令の相談件数	601件	うち労働者から 150件	810件	うち労働者から 253件	1,058件	うち労働者から 277件
うち男女雇用機会均等法	141件	53件	195件	101件	178件	96件
うち育児・介護休業法	455件	96件	579件	143件	715件	152件
うちパートタイム労働法	5件	1件	36件	9件	165件	29件

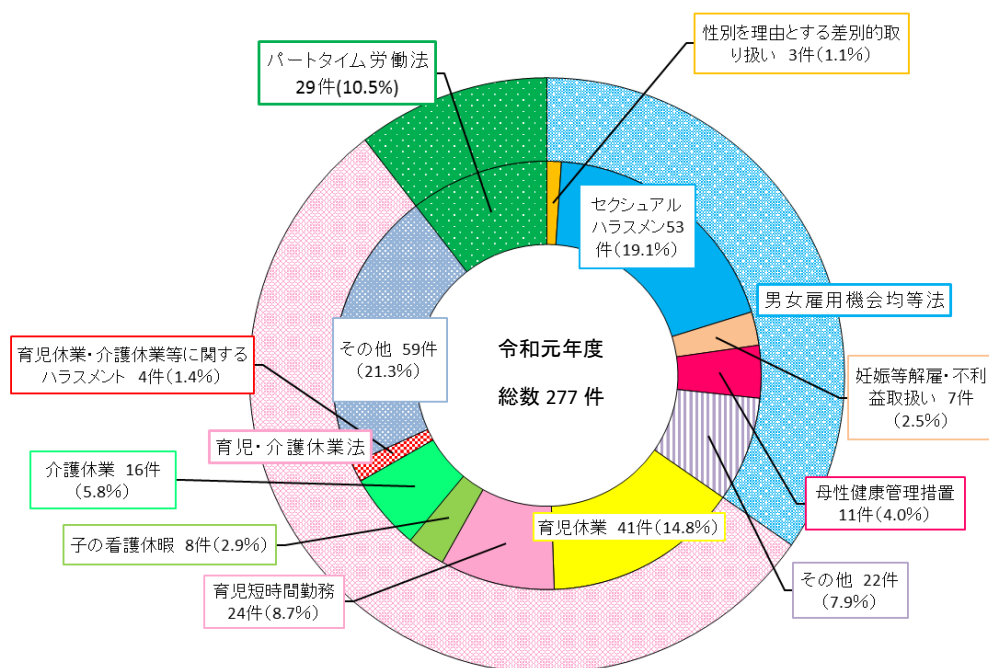
注) 1回の相談において、複数の内容にまたがる相談が行われた場合、複数の相談内容を件数として計上。

第4図－2 相談者の属性

相談者の属性	【労働者】	【事業主】	【その他・不明】
計 1,058 件	277 件 (26.2%)	505 件 (47.7%)	276 件 (26.1%)

注) 1回の相談において、複数の内容にまたがる相談が行われた場合、複数の相談内容を件数として計上。

第4図－3 労働者からの相談内訳



注) 1回の相談において、複数の内容にまたがる相談が行われた場合、複数の相談内容を件数として計上。

(2) 労働局長による紛争解決援助の状況

和歌山労働局では、均等関係法令に係る労働紛争について、労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進している。

令和元年度の労働局長による男女雇用機会均等法に係る紛争解決援助の申立てが2件となっている。

和歌山労働局 相談窓口

①賃金、労働時間、有給休暇、解雇・退職などの労働条件に関する相談や

②いじめ・嫌がらせ、パワハラ、職場環境などに関する相談なら、各総合労働相談コーナーへ

和歌山労働局総合労働相談コーナー

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 ☎073-488-1020

和歌山総合労働相談コーナー（和歌山労働基準監督署内）

〒640-8582 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 ☎073-407-2203

御坊総合労働相談コーナー（御坊労働基準監督署内）

〒644-0011 御坊市湯川町財部1132 ☎0738-22-3571

橋本総合労働相談コーナー（橋本労働基準監督署内）

〒648-0072 橋本市東家6丁目9番2号 ☎0736-32-1190

田辺総合労働相談コーナー（田辺労働基準監督署内）

〒646-8511 田辺市明洋2丁目24番1号 ☎0739-22-4694

新宮総合労働相談コーナー（新宮労働基準監督署内）

〒647-0033 新宮市清水元1丁目2番9号 ☎0735-22-5295

③セクハラ・妊娠・出産、育児・介護休業等に関する相談なら

和歌山労働局雇用環境・均等室

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 ☎073-488-1170